



相続税のあらまし

平成 27 年分用
税 務 署

- この「相続税のあらまし」は、相続税の仕組みについて、簡単に説明したものです。相続税に関する詳細な情報等を確認したい場合は、国税庁ホームページの「相続税・贈与税・事業承継税制関連情報」【<http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm>】（ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き）をご利用ください。
- 相続税に関して一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください（最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください。）。また、申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

1 相続税とは

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

相続税の申告が必要となる場合には、被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出しなければなりません。

2 相続税の申告が必要な人とは

被相続人から相続などによって「財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額」（次ページの「3 相続税が課される財産」の価額から「4 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」の価額を差し引いた金額）が、「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

※ 「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がいる場合には、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がいないときは2人）までとなります。

○ 「相続人」とは

民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。

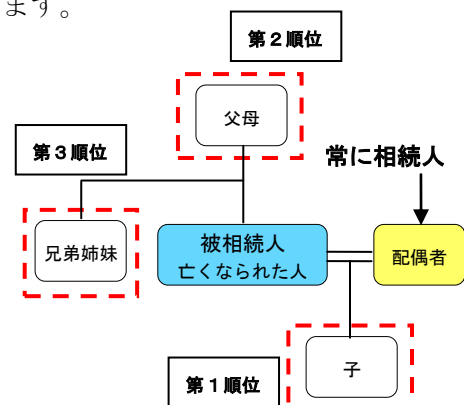
イ 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

ロ 次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。

(イ) 被相続人の子（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、孫（直系卑属）が相続人となります。）

(ロ) 被相続人に子や孫（直系卑属）がいないときは、被相続人の父母（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人の祖父母（直系尊属）が相続人となります。）

(ハ) 被相続人に子や孫（直系尊属）も父母や祖父母（直系尊属）もいないときは、被相続人の兄弟姉妹（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人のおい、めい（兄弟姉妹の子）が相続人となります。）



3 相続税が課される財産

相続税の課税対象となる財産で主なものは次のとおりです。

(1) 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

①土地、②建物、③株式や公社債などの有価証券、④預貯金、⑤現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。

そのため、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象となります。

なお、財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものや無記名のものなども相続税の課税対象となります。



(2) みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」（被相続人が負担した保険料に対応する部分に限ります。）や「退職金」などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

ただし、「生命保険金」や「退職金」のうち、一定の金額（注）までは非課税となります。

（注）一定の金額とは、「生命保険金」及び「退職金」の区分ごとに、次の算式によって計算した金額をいいます。

（算式） 500万円 × 法定相続人の数（前のページを参照）

(3) 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、その際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。

(4) 被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産

被相続人から相続などによって財産を取得した方が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産（上記（3）を除く。）は、相続税の課税対象となります。

4 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用

(1) 控除できる債務

被相続人の債務は、相続財産（上記3（1）から（3）の財産の価額の合計額）の価額から差し引かれます。

差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

(2) 控除できる葬式費用

被相続人の葬式に際して相続人が負担した葬式費用は、相続財産の価額から差し引かれます。

葬式費用とは、①お寺などへの支払い、②葬儀社、タクシー会社などへの支払い、③お通夜に要した費用などです。なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

6 相続税の計算(具体例)

○「相続財産」の価額が8,000万円、「債務・葬式費用」の合計額が1,200万円である場合
相続人は妻と子2人で、「相続財産」の取得及び「債務・葬式費用」の負担は次の表のとおりとします。

	妻	子	子
① 相続財産	5,000万円	1,500万円	1,500万円
② 債務・葬式費用	1,200万円	—	—
③ 課税価格 (①-②)	3,800万円	1,500万円	1,500万円

【課税価格の合計額の計算】

$$3,800万円 + 1,500万円 + 1,500万円 = 6,800万円$$

【課税遺産総額の計算】

課税価格の合計額6,800万円から、遺産に係る基礎控除額4,800万円(※)を差し引いた金額、2,000万円が課税遺産総額となります。

$$6,800万円 - 4,800万円 = 2,000万円$$

【相続税の総額の計算】

課税遺産総額 (2,000万円)

妻 (2分の1)	子 (4分の1)	子 (4分の1)
1,000万円	500万円	500万円

まず、課税遺産総額2,000万円を法定相続分(「法定相続人の数」に応じた相続分)であん分します。

次に、あん分したそれぞれの金額に税率(下記「(参考)相続税の速算表」参照)を掛けて税額を計算します。

↓	↓	↓
(×税率)	(×税率)	(×税率)
100万円	50万円	50万円

計算したそれぞれの税額を合計した金額が相続税の総額となります。

↓	↓	↓
相続税の総額 200万円		

【各人の納付すべき相続税額の計算】

相続税の総額を課税価格の合計額に占める各人の課税価格の割合であん分します。

妻 112万円	子 44万円	子 44万円
$200万円 \times 3,800万円 / 6,800万円$	$200万円 \times 1,500万円 / 6,800万円$	

あん分した税額から、配偶者の税額軽減等の各種の税額控除の額を差し引きます。

(参考) 相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

- (注) 1 納付税額が算出される場合は、申告期限(被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内)までに納付してください。
2 納期限(申告期限)までに金銭で一時に納付することが困難な事由がある場合には、例外的な納付方法である延納又は物納が認められています(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に、詳しい手続等を記載した「相続税・贈与税の延納の手引」又は「相続税の物納の手引」を掲載していますので、ご利用ください。)

【相続税の主な特例】

1 小規模宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。 ※ 居住の用の場合：限度面積 330㎡、減額される割合 80%

2 配偶者の税額軽減(配偶者控除)

被相続人の配偶者の課税価格が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

※ 1及び2の特例を適用するためには、相続税の申告書を提出する必要があります。

【参考】

日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp>】では、税理士等の検索が可能となっています。